

国 水 水 第 519 号
令和 8 年 3 月 30 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
各国土交通大臣認可水道事業者 殿
（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
（ 公 印 省 略 ）

給水装置工事申請書の標準的な様式について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

給水装置工事の申請については、一般に地方公共団体の条例等で定められ、地域の状況に応じた対応がなされており、給水装置工事申請書の様式についても、隣接した市町村においても水道事業者が異なることから申請書などに差異が生じているところ です。

このようなことから、今後の広域化を見据えた業務の標準化や、電子申請等による効率化を図るため、別添 1 のとおり申請書の標準的な様式を提示することとしました。

水道事業者におかれては、広域化等の様々な時期を捉え、本様式の活用を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

各都道府県におかれては、本通知について、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者 に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である旨申し添えます。

- 別添 1 給水装置工事申請書の標準的な様式
- 別添 2 給水装置工事申請書の標準的な様式（記載例）
- 別添 3 給水装置工事申請書の標準的な様式に関する留意事項

以上